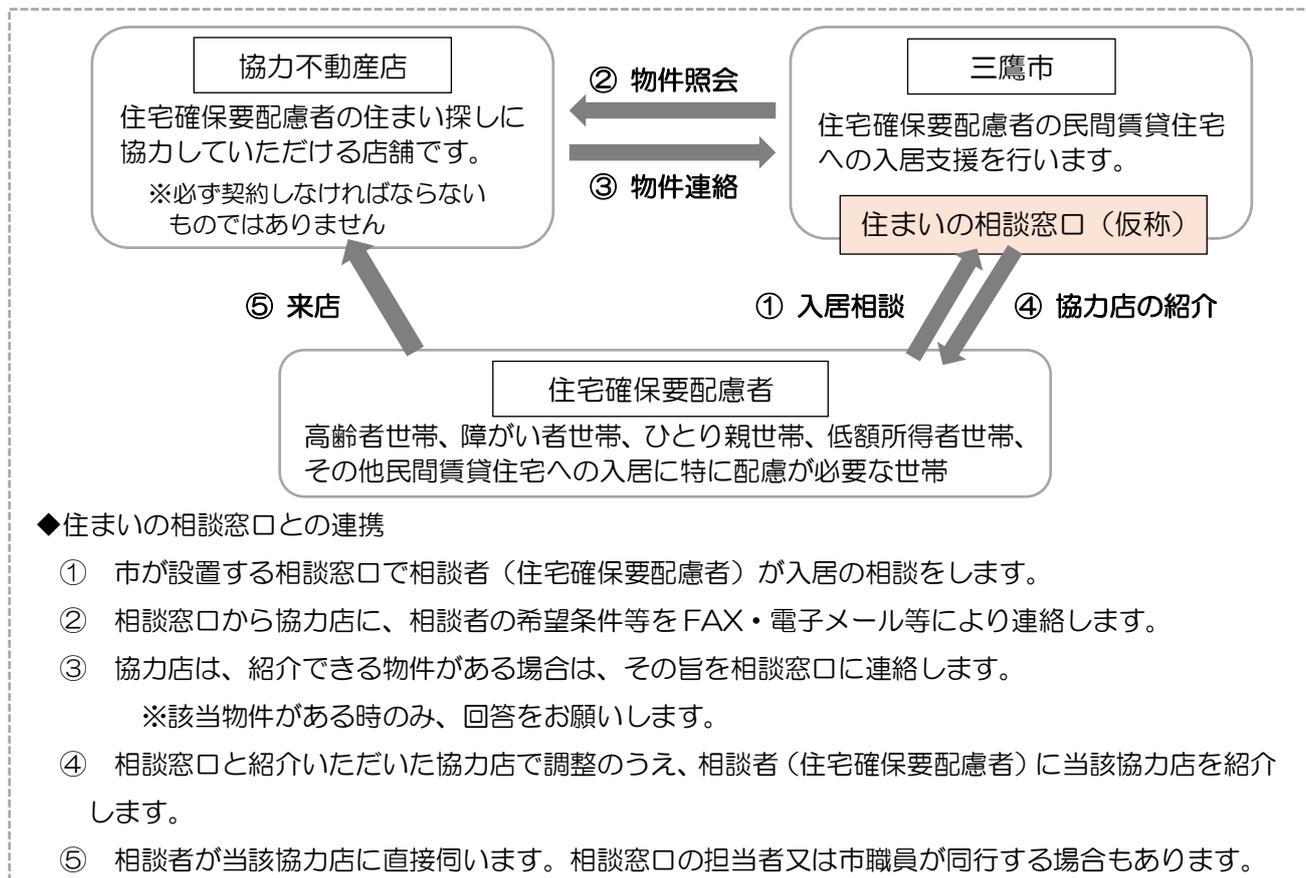




協力不動産店の募集について

三鷹市では、高齢者や障がい者、ひとり親世帯など、住まい探しにお困りの方が、住み慣れた街で安心して暮らし続けることができるよう「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」による居住支援協議会を令和 7 年 2 月に設置しました。

令和 7 年 10 月からは、住宅確保要配慮者を対象とした「住まいの相談窓口（仮称）」を開設しますので、民間賃貸住宅の物件紹介にご協力していただける「協力不動産店」を募集しています。



◆住まいの相談窓口との連携

- ① 市が設置する相談窓口で相談者（住宅確保要配慮者）が入居の相談をします。
- ② 相談窓口から協力店に、相談者の希望条件等を FAX・電子メール等により連絡します。
- ③ 協力店は、紹介できる物件がある場合は、その旨を相談窓口連絡します。
※該当物件がある時のみ、回答をお願いします。
- ④ 相談窓口と紹介いただいた協力店で調整のうえ、相談者（住宅確保要配慮者）に当該協力店を紹介します。
- ⑤ 相談者が当該協力店に直接伺います。相談窓口の担当者又は市職員が同行する場合があります。

協力不動産店の登録について

◆協力不動産店登録の要件

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居にご理解をいただける、三鷹市又は三鷹市に隣接する区市に所在する不動産店

◆協力不動産店登録の流れ

- ① 次の書類を協議会事務局（三鷹市都市再生部住宅政策課）へ電子メール、郵便又は FAX でご提出ください。
 - ・協力不動産店登録申込書（様式は市 HP にて「協力不動産店登録事業」と検索してください。）
 - ・宅地建物取引業者免許証の写し
- ② 協議会事務局で協力不動産店登録簿に登録し、協力店に登録承認通知書を電子メールで送付します。
- ③ 三鷹市公式ホームページ等に協力店として掲載します。
- ④ 相談窓口での相談対応時に協力不動産店登録簿を利用させていただきます。

問合せ先 【三鷹市居住支援協議会事務局】三鷹市都市再生部住宅政策課

〒181-8555 三鷹市野崎一丁目 1 番 1 号

電話 0422-29-9704 ・ FAX 0422-48-0975 ・ メール jutaku@city.mitaka.lg.jp